

「消費税軽減税率制度」説明会

消費税軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税の10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減税率の対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分整理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。この機会に消費税の仕組みや改正の内容を正しく理解して頂くために下記のとおり説明会を開催いたしますので、お気軽にご参加下さい。

- 開催日時 **平成30年6月8日（金）**
午後2時～午後3時（受付：午後1時50分）
- 場 所 笠松町商工会館2階 研修室
- 講 師 岐阜南税務署 法人課税第1部門
統括国税調査官 山本 淳也 氏
- 申 込 み 下記申込書にご記入の上、FAX（387-6840）にてお申込み下さい。
- 締 切 日 平成30年5月28日（月）
- 参加費 無 料

【内 容】

- ・消費税の軽減税率制度について
- ・軽減税率対策補助金とは
- ・平成30年度税制改正について



なお、ご不明な点がございましたら笠松町商工会（堀）までお問い合わせ下さい。

電話：388-2566 ・ FAX：387-6840

共催：岐阜南法人会笠松支部 ・ 笠松町商工会

6 / 8 (金) 「消費税軽減税率制度説明会」参加申込書

住 所	〒		
事業所名		TEL	
氏 名		FAX	

(注) 上記項目を全てご記入ください。なお、ご記入いただいた情報は、説明会に関するために利用し、その目的以外での利用はいたしません。